水質汚濁防止法に基づく総量削減計画 及び総量規制基準の策定等について

答申 (案)

平成29年1月

京都府環境審議会

第1 はじめに

1 水質総量削減制度について

水質総量削減制度は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であって、水質汚濁防止法の排水基準のみによっては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めたすべての発生源からの汚濁負荷量について、総合的かつ計画的にその削減を進めていくことを目的として、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された制度である。

第1次(昭和54年)から第4次までは化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、また、第5次からは窒素含有量及びりん含有量を新たに指定項目に加え、これまで第7次までの35年間にわたり、関係都府県は環境省が水域ごとに策定する総量削減基本方針に基づき、削減目標量の達成のために総量削減計画を策定し、また、同計画に基づき下水道等の生活排水処理施設の整備等や総量規制基準の設定・適用等の施策が実施されてきた。

本制度の中で、京都府は瀬戸内海、中でも大阪湾の関係府県として位置づけられており、府域における取組を着実に実施することにより汚濁負荷量を着実に削減し、瀬戸内海の水環境改善に向けた取組の一翼を担ってきた。

2 指定水域及び指定地域について

水質総量削減の対象となる指定水域及び指定地域については、水質汚濁防止 法第4条の2及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2に定められており、 現在、指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3水域、指定地域は20都府県 の集水域となっている。

3 第8次水質総量削減について

第7次までの実績等を踏まえ、平成26年9月、環境省より中央環境審議会に「第8次水質総量削減の在り方」に係る諮問がなされ、平成27年12月に答申された。

これによると、大阪湾を除く瀬戸内海については水質が良好な状態であり、 現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当とされたものの、 大阪湾においてはCODの環境基準の達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発 生していることから、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に 有機汚濁の観点から水環境改善を進める必要があるとされている。

一方、平成27年12月に同審議会に諮問された「水質に係る化学的酸素要求量、

窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法」については、平成28年 5月に答申された。

環境省はこれらの答申を踏まえ、平成28年9月に「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲」について告示するとともに、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」を策定した。

4 京都府における総量削減計画の策定等について

環境省の基本方針策定及び告示を受け、京都府から平成28年10月、水質汚濁防止法第4条の3第1項による総量削減計画の策定及び同法第4条の5第1項及び第2項による総量規制基準の改定について京都府環境審議会に諮問があったため、これまでの経過や今後の方向性等を踏まえて審議したところ、総量削減計画及び総量規制基準について第2及び第3のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので報告する。

第2 総量削減計画

1 基本的な考え方

国が策定した総量削減基本方針(瀬戸内海)に基づき、次のとおり策定することが適当である。

(1) 目標年度

平成31年度とする。

(2) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量ごとの削減の目標

総量削減基本方針(平成28年9月)のうち、京都府の削減目標量として示された数値を合計として設定する。また、発生源別にその内訳を設定する。

(3) 削減目標量の達成のための方途

京都府は第7次(目標年度:平成26年度)までの総量削減計画に基づく取組により削減目標量を着実に達成してきたこと、また、これまでに実施した施策を確実に進捗させることによりこの度設定する平成31年度の削減目標に到達することが十分に見込まれることから、現在の総量削減計画(平成24年2月策定)において設定されている方途を基本としつつ、現状及び平成31年度までの見通しを考慮の上、必要な修正を加える。

2 総量削減計画(案)について

1(1)、(2)及び(3)により、別添1のとおりとする。

第3 総量規制基準

1 基本的な考え方

水質汚濁防止法施行規則に規定する都道府県知事が定める一定のCOD、窒素含有量及びりん含有量(以下「C値」という。)の範囲を示す環境省の告示(平成18年10月13日告示、平成28年9月5日改正。以下「環境省告示」という。)第134号(化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)、同135号(窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)及び同136号(りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)に沿い、必要な改正を行う。

施設を新・増設等する工場・事業場は、既設の工場・事業場に比べてより高度な排水処理技術の計画的導入が可能であるため、より厳しい総量規制基準を設定することが適当である。

(1) C値の設定方法

① 化学的酸素要求量

これまで7次にわたる総量規制により相当の汚濁負荷を削減してきたことに鑑み、必要に応じてC値を見直す。

- ア 現行 C 値が、改正後の環境省告示第134号の範囲を超過しているとき 改正後の環境省告示第134号の上限値まで C 値を引き下げる。
- イ 現行 C値が、改正後の環境省告示第134号の範囲内にあるとき 現行 C値と同値とする。

② 窒素含有量及びりん含有量

環境省告示第135号及び第136号において、大阪湾に係るC値の範囲に変更がなかったため、現行C値と同値とする。

2 総量規制基準における業種その他の区分ごとの C値(案)について

1(1)により、別添2のとおりとする。

総 量 削 減 計 画

平成29年 月

京 都 府

総量削減計画(京都府)

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定により、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規定する区域のうち京都府の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号イに掲げる区域について、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

区分	削減目標量(トン/ロ)	(参考) 平成26年度に おける実績量(トン/ロ)				
生活排水	7	7				
産業排水	5	5				
その他	1	2				
合 計	13	14				

表1 発生源別の削減目標量

(2) 窒素含有量について

表 2	発生源別の削減目標量	₫
1×4	一 土 生 你 別 ツ 門 俩 日 1示 具	共

区分	削減目標量(トン/ロ)	(参考) 平成26年度に おける実績量(トン/ヨ)			
生活排水	7	7			
産業排水	2	2			
その他	5	5			
合 計	14	14			

(3) りん含有量について

区分	削減目標量(トン/ロ)	(参考) 平成26年度に おける実績量(トン/ヨ)				
生活排水	0.6	0.7				
産業排水	0.3	0.3				
その他	0.2	0.2				
合 計	1.1	1.2				

表3 発生源別の削減目標量

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るには、事業場等の排水の処理はもとより、都市化に伴い汚濁負荷の要因となっている生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、生活排水について、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、高度処理化及び適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

汚濁負荷量の削減において重要な役割を有している下水道については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を推進する。この目標を達成するため、処理区域の拡大、処理場の新設・増設等により処理能力の増強を積極的に推進し、普及率の向上を図るとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、窒素又はりんの除去性能の向上を含めた高度処理についても、 京都市鳥羽水環境保全センターほか6箇所で実施しており、宇治市東宇 治浄化センターほか1箇所においても整備の促進を図るものとする。

さらに、合流式下水道の改善については、京都市において「京都市合流式下水道緊急改善計画」に基づき引き続き計画的に推進する。

表 4 下水道整備計画

年度	行政人口 (千人)	処理人口 (千人)
3 1	2, 183	2, 079
		[1, 336]

※【 】書きは、高度処理人口を示す(内数)。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設等の整備を推進する。平成31年度の想定 処理人口は表5のとおり。

なお、浄化槽については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、 浄化槽法(昭和58年法律第43号)、水質汚濁防止法、「京都府浄化 槽の設置等に関する要綱」(平成7年策定)、「京都市浄化槽取扱指導 要綱」(昭和60年策定)等に基づき、設置並びに清掃、保守点検及び 法定検査が適正に行われるよう指導する。

年度	処理形態 処理人口(千	
3 1	浄化槽、農業集落排水施設等	6 8

ウ し尿処理施設の整備

平成26年度におけるし尿処理施設の処理能力は、1日につき399キロリットルである。下水道の普及等の状況を考慮し、必要な処理能力を維持するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、新設又は増設の施設については、既設の施設に比べてより高度な排水処理技術の導入が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

また、C c 等の値については、「化学的酸素要求量についての総量規制 基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境 省告示第134号)、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種そ の他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号) 及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号)により定めることとし、特定の業種については、排水量の規模別等に区分して設定するものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえた対策 を講じるとともに、窒素及びりんについては、発生源が多岐にわたること から汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すことにより、汚濁負荷量の削 減を図るものとする。

ア 生活排水対策

一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質 汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第3 3号)に基づき、住民に対し調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用 等を適正に行うよう啓発を図るものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

排水量規模が1日につき30立方メートル以上であって、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号) 又は京都府環境を守り育てる条例の排水規制の対象となっている事業場等について、立入検査、排出水の調査等を実施し、その結果に基づき、 汚濁負荷量削減の指導等を行うものとする。

さらに、その他の事業場等については、排出水の特性等の実態把握に 努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量を削減するために必要な措置 を採るよう指導等を行うものとする。

ウ 農地に対する対策

農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づく「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成12年策定)、「京都府における環境にやさしい農業技術指針」(平成7年策定、平成12年一部追加)等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとする。

工 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に

関する法律(平成11年法律第112号)に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(平成21年策定)、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」(平成7年策定)等に基づき、汚濁負荷量の削減のため、家畜排せつ物の適正処理等を推進するものとする。

(4) 教育、啓発等

この総量削減計画の実効を期すためには、事業者及び府民一人ひとりが 環境保全に関する認識を持ち、水質汚濁防止のために行動を実践すること が必要であり、このため、京都府環境を守り育てる条例等に基づき次の事 業等を実践することにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対して、業界諸団体を通じ、又は各種講習会を開催することにより、この計画の趣旨及び内容について、正しい理解を求め、汚濁負荷量の削減に努めるよう周知徹底を図るものとする。

府民に対して、環境月間の事業等を通じ、水質汚濁についての意識の高 揚を図るとともに、家庭でできる対策の実践、河川等へのごみの不法投棄 防止等について、関係府県、関係諸団体等の協力を得て、広報活動を展開 するものとする。

(5) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関して必要な事項ア 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じるため、公共用水域の水質を監視するほか、効果的な汚濁負荷量の監視体制の整備を図るとともに、事業場等について汚濁負荷量の測定施設等の整備、測定体制の確立等を指導する。

イ 底質環境の改善等

有機物等の堆積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ水環境の改善効果を把握又は影響評価しつつ底質汚泥の除去対策を講じるものとする。

また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量確保等の河川環境の改善 事業についても、必要に応じ実施するものとする。

ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。

エ 中小企業への助成措置等

中小企業については、環境保全対策を講じていく上で多くの困難を伴うが、本計画の実効性を確保する観点から、公害防止体制の確立、公害防止施設の整備といった対策を実施できるよう、技術指導をはじめとした支援の充実を図ることとする。

オ 広域的な連携の強化等

環境保全のための対策の実施に当たっては、行政機関、NPO及び 民間企業等の地域の多様な主体が、地域の実情に応じ有機的に連携し て取り組むことができるよう、適切な仕組みづくり等の推進を図るこ ととする。

化学的酸素要求量に係る総量規制基準

平成19年6月25日京都府告示第363号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

なお、化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成14年京都府告示第397号。以下「平成14年告示」という。)は、平成19年8月31日限り廃止する。

1 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。)第5条 第1項に規定する区域のうち京都府の区域

- 2 適用する工場又は事業場 防止法第4条の5第1項に規定する指定地域内事業場
- 3 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分に従い、同表の算式の欄に掲げる算式により定めるものとする。

	指定地域内事業場の区分	算	式
1	昭和55年7月1日前に設置された指定地域内事業場(同日前に申請又は届出(特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出をいう。以下同じ。)がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	Lc=Cc·	Qc×10 ⁻³
2	昭和55年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後に特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項から20の項までに掲げるものを除く。)	Lc= (Cc Cci·Qci Qco) ×10	+ C co •
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和56年政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となったもの(昭和56年政令の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和56年政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となったもののうち、同日前に申請又は届出が	Lc=Cc·	Qc×10 ⁻³

	されたものを含む。以下「56年既設事業場」という。)。ただし、	
	次項に掲げるものを除く。	
4	56年既設事業場のうち、昭和57年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに昭和56年政令の施行により指定地域内事業場となったもの(同日前に申請又は届出がされたものを除く。)	Lc= (Ccj·Qcj+ Cci·Qci+Cco· Qco) ×10 ⁻³
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和57年政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となったもの(昭和57年政令の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和57年政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となったもののうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「57年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	57年既設事業場のうち、昭和58年1月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに昭和57年政令の施行により指定地域内事業場となったもの(同日前に申請又は届出がされたものを除く。)	Lc= (Ccj·Qcj+ Cci·Qci+Cco· Qco) ×10 ⁻³
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和63年政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となったもの(昭和63年政令の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和63年政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となったもののうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「63年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	63年既設事業場のうち、平成元年4月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに昭和63年政令の施行により指定地域内事業場となったもの(同日前に申請又は届出がされたものを除く。)	Lc= (Ccj·Qcj+ Cci·Qci+Cco· Qco) ×10 ⁻³
9	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成2年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「2年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

10	2年既設事業場のうち平成3年4月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成2年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	Lc= (Ccj·Qcj+ Cci·Qci+Cco· Qco) ×10 ⁻³
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第240号。以下「平成3年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成3年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「3年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	3年既設事業場のうち平成3年10月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成3年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	Lc= (Ccj·Qcj+ Cco·Qco) ×10 ⁻³
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。以下「平成9年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成9年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「9年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	9年既設事業場のうち平成9年12月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成9年政令による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正に係る指定地域内事業場となったもの	Lc= (Ccj·Qcj+ Cco·Qco) ×10 ⁻³
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成11年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「11年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	11年既設事業場のうち平成12年3月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成11年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	Lc= (Ccj·Qcj+ Cco·Qco) ×10 ⁻³
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成13年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「13年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

18	13年既設事業場のうち平成13年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成13年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成24年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「24年既設事業場」という。)。ただし、事項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	24年既設事業場のうち平成24年5月25日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成24年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	Lc= (Ccj·Qcj+ Cco·Qco) ×10 ⁻³

- 備考 この表の「算式」の欄に掲げるLc、Cc、Qc、Ccj、Cci、Cco、Qcj、Qci及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。
 - Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cc 別表第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qc 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Ccj 別表第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cci 別表第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cco Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qcj 平成3年7月1日 (12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成12年3月1日、18の項にあっては平成13年7月1日、20の項にあっては平成24年5月25日)以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qci 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年7月1日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qco 特定排出水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

改正文(平成24年告示第84号) 抄 平成24年5月1日から施行する。

改正文(平成24年告示第526号)抄

平成24年9月14日から施行する。ただし、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が6月間猶予される工場又は事業場については、平成24年11月24日までの間は、この告示による改正後の化学的酸素要求量に係る総量規制基準の3の表の19の項及び20の項(平成24年5月25日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場を除く。)の規定は、適用しない。

別 表

整		化学的	的酸素弱	要求量	
理	業種その他の区分	W/L 111 111		トル、	備考
番					lim 77
号		(1)	(2)	(3)	
	畜産農業 工作及2000年	110	70	60	
	天然ガス鉱業	60	60	60	
	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
	(1) 日平均排水量1,000立方メ ートル未満	45	40	30	
6	(2) 日平均排水量1,000立方メ ートル以上 乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	45	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	40	30	
9	寒天製造業	65	65	65	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	25	
	冷凍水産物製造業	40	30	20	
	冷凍水産食品製造業	50	40	30	
	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに 掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	45	30	
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	85	70	60	
	野菜漬物製造業	50	45	35	
17	味そ製造業	80	70	30	
	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	70	40	
	うま味調味料製造業	30	20	20	
	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	45	40	30	
	砂糖精製業	55	40	30	
23		50	50	30	
	小麦粉製造業	40	30	30	
	パン製造業	30	30	20 35	
	生菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業	50	45	30	
	正	40 60	40	40	
	不来表担未 パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに	40	40	30	
	掲げるものを除く。)				
	植物油脂製造業	50	40	30	
	動物油脂製造業	50	40	30	
	食用油脂加工業	45 60	40	30 50	
	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 穀類でんぷん製造業	50	60 50	40	
	教類でんぶん器垣乗	55	30	30	
	豆腐・油揚製造業	55 55	30	30	
	あん類製造業	70	70	60	
	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	45	40	30	
10	こっ、心/ 小林に外マノノホエヤ秋足に外る 0.0	10	-10	50	

由好		11.064	ь ж <u>ь</u> =	E-1/ E	T
整			的酸素引		
理	業種その他の区分	単位に	位 1リットル つきミリグラム)		備考
番	,				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
号		(1)	(2)	(3)	
	(1) 日平均排水量1,000立方メ	45	30	30	
41	清涼飲料製造業 ートル未満				
11	(2) 日平均排水量1,000立方メ	20	20	20	
	ートル以上				
	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
	(1) 日平均排水量2,000立方メ	65	40	40	
44	清酒製造業 ートル未満				
1	(2) 日平均排水重2,000址万入	35	30	30	
	ートル以上				
	蒸留酒・混成酒製造業	35	30	20	
	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
	配合飼料製造業	30	20	20	
	単体飼料製造業	30	20	20	
	有機質肥料製造業	35	20	20	
	たばこ製造業	30	20	20	
	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	60	60	60	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服そ	85	85	80	
	の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で				
	整毛工程に係るもの	<u> </u>			
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	100	100	100	
Ε0	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精	50	Γ0	50	
58	練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付	30	50	50	
	帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程				
	付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るも				
	Ø.				
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付	120	100	100	
	帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げ				
	るものを除く。)				
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程	120	100	100	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工	100	80	70	
	程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理	100	70	70	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付	120	100	95	
1	帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	90	80	75	
	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	50	
	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工	50	50	50	
	程に係るもの				
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	50	
	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるも	90	70	50	
	のを除く。)			- *	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティ	30	30		接着機洗浄水を循環するものに
'	クルボード製造業			- *	あっては、第3欄の値は、それ
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				ぞれ同欄の順序に従い、10、
					10、10とする。
75	木材薬品処理業	30	20	20	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パ	70	70	60	
	ルプ製造工程に係るもの				
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル	60	60	60	
	ファイトパルプ製造工程に係るもの				
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン	55	50	50	
	ドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製			30	
	造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係る				
	もの				

整		化产品	九亜紀 主 元	具生油	
理		化学的酸素要求量 (単位 1リットル (につきミリグラム)			
番	業種その他の区分	(単位 につ)	エリツ キミロガ	ショム)	備考
一号		(1)	(2)	(3)	
	16月 48日本条 次便制体条立分柱を制体条を上する	(-/	. ,		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら	80	80	80	
	しケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケ				
	ミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるも				
	のを除く。)				
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし	80	80	80	
	ケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケ				
	ミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセ				
	ミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミ				
	ケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの				
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら	60	50	40	
	しクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ				
	るものを除く。)				
0.0	10 11 一9年11 中央 ※4年17 中央コンエビが14年17 中央ペントラー	70	5 0	CO	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄
	クラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフ				機を使用しているものにあって
	トパルプ製造工程を含む。)に係るもの				は、第3欄(1)及び(3)の値は、
					それぞれ80、60とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を	60	60	50	
	原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ				
	るものを除く。)				
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を	105	100	80	
01	原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程	100	100	00	
	(前工程の離解工程を含む。)に係るもの				
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又	100	100	70	
65	は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係	100	100	10	
	るもの				
96	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン	55	40	40	
80	ドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモ	55	40	40	
	メカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前				
	工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパル				
	工程のグランドハルノ、リファイナーグランドハル プ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するも				
	クスはリーモメガーガルバルク製垣工程を有するも のに限る。) に係るもの				
0.7		20	0.0	90	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製	30	20	20	
0.0	造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	00	40	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製	60	40	40	
	造工程に係るもの	0.0		0.0	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものに
					あっては、第3欄の(1)及び(2)の
					値は、それぞれ65、65とする。
	エナンなが生いと来	0.0	0 -	00	3.1.2.133, 33.2.7.30
	手すき和紙製造業	90	90	80	
	塗工紙製造業 配式 1.割次要	30	20	20	
	段ボール製造業	60	40	30	
	重包装紙袋製造業	75	70	70	
	セロファン製造業	40	40	40	
	乾式法による繊維板製造業	45	40	40	
	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	85	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理	30	30	30	
100	番号76の項から前項までに掲げるものを除く。) Prim末 1(1) ロ亚均排水長2 000立ち 2	0.0		= 0	
100	(英則スの伽の (1) 日十均別小里2,000五月/	60	55	50	
	出版物を印刷す (2) ロ亚特世 1 1 2 000 立	ΓO	ΕΛ.	ΓΛ	
	るものを含 (2) 日平均排水重2,000 五万メ	50	50	50	
101	A P	60	55	55	
101	製版業 (1) 日平均排水量2,000立方メ ートル未満	00	99	ეე	
	(2) 日平均排水量2,000立方メ	50	50	50	
	(2) 日平均排水重2,000並ガス ートル以上	50	50	50	
102	室素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
	複合肥料製造業	30	30	30	
100	区口心们终起不	50	50	50	

整		化学的	的酸素弱	要求量	
理番	業種その他の区分	. 単位	(単位 1リットル (につきミリグラム)		備考
番)	(1)	(2)	(3)	,,,,
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
105	ソーダ工業 電炉工業	20 20	20 20	20	
	电ゲム素 無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものに
101		20	20	20	あっては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、60、60、 50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前 項までに掲げるものを除く。)	40	30	30	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化 鉄 (顔料を除く。) 製造工程 にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 50、50、50とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の 洗浄工程を有する硫酸製造工 程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工 程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	55	50	30	合成染料又は合成染料中間物の 製造工程にあっては第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従 い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程 に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又は アクリロニトリル・ブタジエ ン・スチレン共重合樹脂の製造 工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従 い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係 るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。
	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	55	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、275、260、260とする。(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、185、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から	60	40	40	
	前項までに掲げるものを除く。)				

整		化学的	的酸素	更求量	
理	業種その他の区分	(単位 1リットル (につきミリグラム)			備考
番号		(1)	きミリク (2)	(3)	vm · · · · · · · · · · · ·
	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、130、130とする。
	メタン誘導品製造業	30	30	20	
	発酵工業	120	110	110	
	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	80	50	30	合成染料又は合成染料中間物の 製造工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従 い、200、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂 又はアクリロニトリル・ブタ ジエン・スチレン共重合樹脂 の製造工程にあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セ ルロースの製造工程にあって は、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、60、60、 50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。(2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除く。)	75	70	65	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、185、180、160とする。
	に係るもの	50	30	20	
	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの。 造に係るもの	30	30	30	
	合成繊維製造業	30	20		アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
	石けん・合成洗剤製造業 界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10 40	10	
	が囲ん性利袋垣来(削填に拘けるものを除く。) 塗料製造業	45	40	40	
149	土TI X足不	τU	40	τU	

整		化学的	的酸素弱	医化量	
理	* 任 Z の W の 戸 /\				<i>!</i> -#: → <i>y</i>
番	業種その他の区分	(につ	(単位 1リットル (につきミリグラム)		備考
一号		(1)	(2)	(3)	
130	印刷インキ製造業	45	40	30	
	医薬品原薬・製剤製造業	85	70	60	平成8年9月1日前の特定施設
					に係る量にあっては、第3欄(3) の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	70	30	30	の個は、70とする。
	生物学的製剤製造業	40	30	30	
	生薬・漢方製剤製造業	30	20	20	
	動物用医薬品製造業	70	60	50	
	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物
					の製造工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、60、60、50とする。
	農薬製造業	30	30	20	
	合成香料製造業	130	110	110	
	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	30	30	
	写真感光材料製造業	15	15	10	
	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	45	40	40	
	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げる ものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものに
					あっては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、30、 30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものに あっては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、45、40、 40とする。
149	コークス製造業	185	180	90	
	石油コークス製造業	75	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係る もの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
	なめしかわ製造業	100	100	100	
	毛皮製造業	60	60	60	
	板ガラス製造業	10	10	10	
	板ガラス加工業 (1) 日平均排水量2,000立方メ	20	20	20	
	ートル未満 (2) 日平均排水量2,000立方メ ートル以上	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	10	
	ガラス容器製造業	20	10	10	
	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	10	
	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	55	55	55	
	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除 く。)	35	35	35	
	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項 までに掲げるものを除く。)	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除 く。)	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
	砕石製造業	20	20	20	
	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	

事化		// 4 24 4	5 파슈 국는 급	=4=	<u> </u>
整四			的酸素引		
理	業種その他の区分	(単位	1リッ きミリグ	トル)	備考
番					7/19
号	> 1 +h-\ten \h-\mu	(1)	(2)	(3)	
	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあ
					っては、第3欄の値は、それ
					ぞれ同欄の順序に従い、40、
					30、30とする。
	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は	20	20	20	
	電気炉 (単独電気炉を含む。)によるものに限				
	る。)				
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げ	20	20	20	
	るものを除く。)				
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げ	20	20	20	
100	るものを除く。)		20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
	明日 ル	20	20	20	
	伸鉄業	10	10	10	
		10	10	10	
	磨悴婀袃垣耒 引抜鋼管製造業	10	- 0	10	
			10		
	伸線業	20	20	20	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
	めっき鋼管製造業	20	20	20	
	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項ま	20	20	10	
	でに掲げるものを除く。)				
	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げ	20	10	10	
	るものを除く。)				
196	鋳鉄管製造業	20	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	10	10	
	鉄粉製造業	10	10	10	
	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるも	10	10	10	
100	のを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	20	20	20	
	電気めつき業	50	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20	
203	一般機械器具製造業	20	20	20	
	電子回路製造業	30	25	20	
404		30	۷5	۷0	
	(1) 日平均排水量2,000立方メ	20	20	20	
	ートル未満				
00-	電子部品・デバイ				
205	フ ・				
	業(前項に掲げる 平成31年3月31日までの間 ・平成29年9月1日以後に増	30	20	20	
	ものを除く。)、 加する特定排出水に係る汚濁		20	20	
	ものを除く。)、 加する特定排出水に係る汚濁 電気機械器具製造 負荷量を算定する場合を除	l			
	業又は情報通信機				
	械器具製造業 (2) 日平均排水量2,000立方メ	15	10	10	
	一下小以上	10	10	10	
		<u></u>			
	(1) 日平均排水量2,000立方メ	30	20	20	
206	輸送用機械器具 ートル未満	<u></u>			
200	製造業 (2) 日平均排水量2,000立方メ	15	10	10	
	ートル以上				
207	精密機械器具製造業	20	15	10	
	ガス製造工場	20	20	20	
			_ ~		·

整理番号	業種その他の区分		内酸素 1リッ きミリグ (2)		備考
209	下水道業	35	25	25	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。
	空瓶卸売業	35	20	20	
	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160 号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	65	40	30	
213	飲食店	60	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
214	宿泊業	65	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
	リネンサプライ業	45	40	30	
	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	55	40	30	
218	写真業(写真現 (1) 日平均排水量1,000立方メ 像・焼付業を含 ートル未満	70	60	60	
	む。) (2) 日平均排水量1,000立方メ ートル以上	60	60	60	
	自動車整備業	30	20	20	
220	病院	40	40		平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。
	平成31年3月31日までの間 (平成29年9月1日以後に増加する特定排出水に係る汚濁負荷量を 算定する場合を除く。)	60	40	40	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。

整理番号	業種	その他の区	区分		り酸素 1リッ きミリク (2)	要求量 ・トル ・ _{ラム}) (3)	備考
221	し尿浄化槽	建築基準法施行令 第338号)第32条第 定する算定方法によ 理対象人員が5,001 に限る。	1 項の表に規 : り算定した処	50	40	40	(1) 建築基準法施行令第32条有 1 項の表に標子を有いま 1 項の表にでするとのですのに をに対し、 30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、3
		建築基準法施行令 第32条第1項の表 に規定する算定方 法により算定した 処理対象人員が501 人以上5,000人以下 のものに限る。	(1) 合併式	50	40	40	(1) 建築基準に 1 1 2 2 条 有

整理	理			り酸素 1リッ きミリク		備考
番号	/K III C / III	·	(1)	(2)	(3))/II
		(2) 単独式	50	45	40	
		平年日の(29月以増る排に汚荷算るをく成3ま間平年1後加特出係濁量定場除。 成9日にす定水る負をす合	50	45	45	
	22 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に 規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201人以上500人以下のものに限る。)			50	45	(1) 昭和55年7月建設省告示第 1292号が適用される前のもの にあっては、第3欄の値はそ れぞれ同欄の順序に従い、 80、70、45とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設 置されるものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、30、30、30とす る。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るも	らのを除く。)	50	40	30	嫌気性消化法、好気性消化法、 湿式酸化法又は活性汚泥法に凝 集処理法を加えた方法より高度 にし尿を処理することができる 方法によりし尿を処理するもの にあっては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、40、 30、20とする。
224	ごみ処理業		70	40	40	
	廃油処理業		20	20	20	
	産業廃棄物処理業(前項に掲げる	ものを除く。)	20	20	20	
	死亡獣畜取扱業		50	40	40	
	と畜場		60	40	40	
	中央卸売市場		25	20	20	
	地方卸売市場		25	20	20	
231	(水質汚濁防止法 施行規則第1条の	く量2,000立方メ	50	35	30	
	のをいう。) ートル以上	く量2,000立方メ	20	20	20	
232	登理番号200項が ら前項までに分 類されないもの 数で同222の を除く。)	7事業場のし尿又 整理番号221の項 項に掲げるもの	80	50	50	
	(2) 車両洗浄旅		40	35	35	
	(自家用工業	スは工業用水道業 用水道業を含む。)	20	20	20	
	(4) 金属家具製		30	20	20	
		されないその他の 本標準産業分類32 らのをいう。)	40	25	25	

整理番	業種その他の区分	, 単位	り酸素 1リッ きミリク	・トル ・ラム)	備	考
号		(1)	(2)	(3)		
	(6) 金属鉱業	20	20	20		
	(7) (1)から(6)までに分類され	70	55	55		
	ないもの					

窒素含有量に係る総量規制基準

平成19年6月25日京都府告示第364号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定により、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

なお、窒素含有量に係る総量規制基準(平成14年京都府告示第398号。以下「平成14年告示」という。)は、平成19年8月31日限り廃止する。

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号イに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場 防止法第4条の5第1項に規定する指定地域内事業場

3 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分に従い、同表の算式の欄に掲げる算式により定めるものとする。

	指定地域内事業場の区分	算	式
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に申請又は届出(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。)第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出をいう。以下同じ。)がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	Ln=Cn·Q	n×10 ⁻³
2	平成14年10月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後に特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項及び4の項に掲げるものを除く。)	Ln= (Cni · Cno · Qno)	
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成24年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「24年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	Ln=Cn·Q	n×10 ⁻³
4	24年既設事業場のうち平成24年5月25日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がさ	Ln= (Cni · Cno · Qno)	-

れたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は 事業場で新たに平成24年政令の施行により指定地域内事業場と なったもの

- 備考 この表の「算式」の欄に掲げるLn、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ 次の値を表すものとする。
 - Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cn 別表第3欄(1)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Cni 別表第3欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qni 平成14年10月1日(4の項にあっては、平成24年5月25日)以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

改正文(平成24年告示第84号)抄

平成24年5月1日から施行する。

改正文(平成24年告示第526号)抄

平成24年9月14日から施行する。ただし、水質汚濁防止法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が6月間猶予される工場又は事業場については、平成24年11月24日までの間は、この告示による改正後の窒素含有量に係る総量規制基準の3の表の3の項及び4の項(平成24年5月25日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場を除く。)の規定は、適用しない。

別 表

整		空素:	含有量	
理	光紙スの仰の尺八	/ 単位 1	リットル) リグラム)	備考
番	業種その他の区分			1佣 专
号		(1)	(2)	
2	畜産農業			総面積が50㎡以上の豚房施設を
		115	0.0	有するものにあっては、第3欄
		115	60	の値は、それぞれ同欄の順序に
				従い、180、60とする。
2	天然ガス鉱業	60	60	
	ナ金属鉱業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	10	10	
	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10	
	乳製品製造業 (1) 日平均排水量1,000立方メ	30	15	
	ートル未満	00	10	
	(2) 日平均排水量1,000立方メ	30	15	
	ートル以上			
	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	10	
12	冷凍水産物製造業	25	10	
	冷凍水産食品製造業	30	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに	25	10	
	掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含また。			
1.5	む。) 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	15	
	野菜漬物製造業	20	10	
	味そ製造業	20	10	
	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10	
	うま味調味料製造業	20	10	
	ソース製造業	20	10	
	食酢製造業	20	10	
	砂糖精製業	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
	パン製造業	20	10	
	生菓子製造業	20	10	
	ビスケット類・干菓子製造業	15	10	
	米菓製造業	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに	25	15	
- 00	掲げるものを除く。)	10	1.0	
	植物油脂製造業	10 20	10 10	
	動物油脂製造業 食用油脂加工業	20 15	10	
	良用価値加工業 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
	裁類でんぷん製造業	15	10	
	対策 Cれぶれ袋垣来 めん類製造業	20	10	
	豆腐・油揚製造業	40	25	
	あん類製造業	20	10	
	冷凍調理食品製造業	20	10	
	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	15	

邮件		<i>#</i> ≠ <i>t</i>	^ =	T
整四			含有量	
理	業種その他の区分	(単位 1	リットル)リグラム)	備考
番	米性でも100万			, and
号		(1)	(2)	
41		25	15	
	ートル未満			
	(2) 日平均排水量1,000立方メ	20	10	
	ートル以上			
42	果実酒製造業	15	10	
43	ビール製造業	15	10	
	清酒製造業 (1) 日平均排水量2,000立方メ	15	15	
	ートル未満			
	(2) 日平均排水量2,000立方メ	10	10	
	ートル以上	10	10	
15	蒸留酒・混成酒製造業	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
	配合飼料製造業	15	10	
	単体飼料製造業 在機能開始製造業	20	10	
	有機質肥料製造業	20	10	
	たばこ製造業	20	10	
	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	20	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服そ	30	15	
1	の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で			
1	整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	25	15	
	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精	20	15	
	練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付	20	10	
	帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程			
	付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るも			
	の			
		90	1 =	(白) (外) (上) (大) (大) (大) (大)
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付	30	15	綿織物捺染工程にあっては、第
	帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げ			3欄の値は、それぞれ同欄の順
	るものを除く。)			序に従い、80、55とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程	30	20	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工	25	15	
	程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理	30	20	
-	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付	30	20	
	帯加工処理工程を含む。)に係るもの	00	20	
6.1	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	20	
	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	15	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工	30	15	
0.7	程に係るもの	0.0	1-	
	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	15	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを	25	20	
	除く。)			
69		20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティ	10	10	
	クルボード製造業			
75	木材薬品処理業	20	10	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パ	10	10	
'	ルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル	10	10	
''	ファイトパルプ製造工程に係るもの	10	10	
70	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン	10	10	
18		10	10	
	ドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程のサイスを			
	造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係る			
	もの			

+				
整四			含有量	
理番	業種その他の区分	(単位 1 km) 1 km)	リットル) リグラム)	備考
番	水性でもにの			VIII - 3
号	Official NIA AND CONTROL OF THE CONT	(1)	(2)	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら	10	10	
	しケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケ			
	ミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるも			
	のを除く。)			
80	1,0 11 _0 生山 14 型体 - 1 2 女子 生山 14 型体 - 1 2 1 上 1 女子 生山 14 型体 - 1 2 2 1	10	10	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし			
	ケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケ			
	ミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセ			
	ミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミ			
	ケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら	10	10	
01	ハルク表に来、作紙表に来くは仮紙表に来て不どりしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ	10	10	
	るものを除く。)			
00		1.0	1.0	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし	10	10	
	クラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフ			
	トパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
83	The second in the second secon	10	10	
	原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ			
	るものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を	10	10	
	原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程			
	(前工程の離解工程を含む。)に係るもの			
85		10	10	
	は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係			
	るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン	10	10	
00	ドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモ	10	10	
	メカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前			
	工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパル			
	プ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するも			
	のに限る。)に係るもの			
07	OFCHESO FICHES OF	10	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製	10	10	
	造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			
000		10	10	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製	10	10	
	造工程に係るもの	1.0	1.0	
	機械すき和紙製造業	10	10	
	手すき和紙製造業	10	10	
	塗工紙製造業	10	10	
	段ボール製造業	10	10	
	重包装紙袋製造業	10	10	
	セロファン製造業	20	10	
	乾式法による繊維板製造業	20	10	
	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
97		10	10	
	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理			
	番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)			
100	印刷業(新聞そ (1) 日平均排水量2,000立方メ	25	15	
100	の他の出版物を トトル未満	20	10	
	印刷するものを (2) 日平均排水量2,000立方メ	20	10	
	含む。)	20	10	
101	製版業 (1) 日平均排水量2,000立方メ	25	15	
101	一トル未満	20	10	
	(2) 日平均排水量2,000立方メ	20	10	
	(2) 口平均排水重2,000並万久	20	10	
	一下ル以上			

整		安妻-	含有量	
理番号	業種その他の区分		リットル) リグラム)	備 考
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	
	ソーダ工業	10	10	
	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	25	20	黄鉛顔料製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、50、40とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	40	(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) 、欄るでは同すともないがある、欄のにというでは同すがある、欄のにというでは同すがある、欄のにはいいのでは、大切に、大切に、大切に、大切に、大切に、大切に、大切に、大切に、大切に、大切に
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工 程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	25	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、10とする。

整		安妻?	含有量	
理	業種その他の区分		リットル) リグラム)	備考
番	未催しの他の囚力			l/⊞ ^{2−}
号	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程	(1) 15	(2)	
	石価化子示弦旋袋面袋垣来でノフスケック袋垣工住に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係	15	10	窒素又はその化合物を原料又は
	るもの			乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それ
				ぞれ同欄の順序に従い、50、15
				とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造	15	10	窒素又はその化合物を原料とし
	工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成			て使用するものにあっては、第
	染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及 び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの			3欄の値は、それぞれ同欄の順
				序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあって
				は、第3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、45、20と
				する。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出
				する工程にあっては、第3欄
				の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	1CMEV4, 300, 300 C 9 20.
117	発酵工業	15	10	
	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料とし
				て使用するものにあっては、第
				3 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、30、10とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は
120	ノフハナリン 衣担木	10	10	乳化助剤として使用するものに
				あっては、第3欄の値は、それ
				ぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	室素又はその化合物を原料又は
121	I M - U A E M	10	10	乳化助剤として使用するものに
				あっては、第3欄の値は、それ
				ぞれ同欄の順序に従い、40、20 とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前	15	10	
	項までに掲げるものを除く。)			(1) 窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあって
				は、第3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、20、15と する。
				9 る。 (2) イソシアヌル酸及びその誘
				導品製造工程にあっては、第 2.増の様は、これざれ日間の
				3 欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、20、15とする。
				(3) メラミン製造工程にあって
				は、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、850、850
				日曜の順力で近い、650、650 とする。
				(4) 化学発泡剤製造工程(尿素
				を原料として使用するものに 限る。)にあっては、第3欄
		•	-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、20、15とする。

dile			\	
整			含有量	
理	業種その他の区分	/ 単位 1	リットル)	備 考
番	木催しり世の四月	(につきミ		IIII 77
号		(1)	(2)	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造	10	10	
120	に係るもの	10	10	
104	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製	1 -	10	
124		15	10	
	造に係るもの			
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料とし
				て使用するものにあっては、第
				3欄の値は、それぞれ同欄の順
				序に従い、50、35とする。
100		10	10	
	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
	印刷インキ製造業	15	10	
100	円がけてて数距水	10	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又は
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			その化合物を原料として使用す
				るものに限る。)にあっては、
				第3欄の値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、25、20とする。
129	医薬品製剤製造業	10	10	
	生物学的製剤製造業	10	10	
	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138		15	10	
	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10	
	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146		15	10	
140	ものを除く。)	10	10	
1.47		00	10	
	石油精製業	20	10	
	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	
	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152		10	10	
102	もの	10	10	
150		1 [10	
	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
	なめしかわ製造業	20	10	
	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業	10	10	
	(1) 日平均排水量2,000立方メ	15	15	
1,	ートル書港			
157	板ガラス加工業 (2) 日平均排水量2,000立方メ	10	10	
1		10	10	
150	エニュ制和工事材制 生業	1.0	10	
	ガラス製加工素材製造業	10	10	
	ガラス容器製造業	10	10	
	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	
	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	
	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	20	10	
	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除	20	10	
100	カラス機能 円表印表追求 (間境に関いる 000を断く。)	20	10	
L	\ o /			

击好		⇔ ≠ /	^ -	
整理	光紙スの仏の区八	/ 単位 1	含有量 リットル 、	进 **
番	業種その他の区分		リグラム 丿	備考
号		(1)	(2)	
	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項 までに掲げるものを除く。)	10	10	
	生コンクリート製造業	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除 く。)	10	10	
	黒鉛電極製造業	10	10	
	砕石製造業 	15	10	
	鉱物・土石粉砕等処理業 うわ薬製造業	10 10	10 10	
	高炉による製鉄業	10	10	(1) ロームロ制件で印えた マ
		10	10	(1) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、320とする。(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除 く。)	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げ るものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	10	10	

整理番号	業種その他の区分		含有量 リットル リグラム) (2)	備考
188	亜鉛鉄板製造業	10	10	
189	型町駅低袋垣業 めっき鋼管製造業	15	10	
	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項ま	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有す
191	表面処理調材製造業(整理番号107の場から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	ステンレス明酸酸抗工程を有9 るものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	鍛鋼製造業	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	
	可鍛鋳鉄製造業	10	10	
	鉄粉製造業	10	10	
	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面 処理施設を設置するものにあっ ては、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、50、35とす る。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	(1) 溶融めっき工程(窒素又は その化合物による表理施 設を設置するものに限る。) にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 40、25とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素 又はその化合物によるのに限 理施設を設置するものに限 る。)にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	30	20	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)の値は、30とする。
204	電子回路製造業	15	10	
205	電子部品・デバ イス・電子回路 製造業(前項に 掲げるものを除 く。)、電気機 械器具製造業又 は情報通信機械 器具製造業	30	15	(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(2)の値は、20とする。(2)半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、25とする。

整理番目	業	種その他の区分	(単位 1 につきミ	含有量 リットル) リグラム)	備考
号		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	30	(2) 15	(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(2)の値は、15とする。(2)半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。
206	輸送用機械器具 製造業	(1) 日平均排水量2,000立方メ ートル未満	30	15	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、15とする。
		(2) 日平均排水量2,000立方メ ートル以上	25	15	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、15とする。
	精密機械器具製造	连業	10	10	時計・同部分品製造工程(時計 側を除く。)にあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、30、10とする。
208	ガス製造工場		10	10	
209	下水道業		35	30	(1)標準活性汚泥法その他を下法との他素性汚泥水中の高さるで変素に方ので変素に方ので変素に方ので変素に方ので変素で変素を変素を変更ない。これで、15、15とまりののは、15、15とは、15、15とので変形がで変が、15、15とのでははい、15、15とのでのでははい、15、15とのでははい、2)ででである。高いでは、15、15とのでははいいができない。高いでは、15、15とのでははいいができない。これが、15、15とのでははいいができない。これが、15、15とのでは、15、15とのでは、15、15とのでは、15、15とのでは、15、15とのでは、15、15には、15、15には、15、15には、15には、15には、15には
210	空瓶卸売業	たり人 企	25	15	
	号)第6条に規定	交給食法(昭和29年法律第160 三する施設をいう。)	25	15	
	弁当仕出屋又は弁 飲食店		30	15 20	
	宿泊業		30	20	
	<u> </u>		20	15	
		。 引げるものを除く。)	20	15	
	写真業(写真現 像・焼付業を含	(1) 日平均排水量1,000立方メ ートル未満	25	20	
	t.)	(2) 日平均排水量1,000立方メ ートル以上	20	15	
	自動車整備業		15	10	
220	病院		60	25	

第338号)第22条第 1 項の表に規定 する気定力法により算定した処理 対象人員が5,001人以上のものに 限る。 (1) 合併式	整理番号	業	種その他の区分)	窒素 ? (単位 1 (につきミ (1)	含有量 リットル リグラム) (2)	備考
建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定力法により算定した	221	し尿浄化槽	第338号)第32条第1 する算定方法により 対象人員が5,001人	1 項の表に規定) 算定した処理	50	30	ことができる方法によりし尿を 処理するものにあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序
222			第32条第1項の表 に規定する算定方 法により算定した 処理対象人員が 501人以上5,000人 以下のものに限			35	ことができる方法によりし尿を 処理するものにあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序
規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201人以上500人以下のものに限る。				(2) 単独式	60	40	
保浄化槽に係るものを除く。)	222	規定する算定方法	法により算定した処3	理対象人員が			ことができる方法によりし尿を 処理するものにあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順序
(2) 日平均排水量3,000立方メートル以上3020湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度 にし尿を処理することができる 方法によりし尿を処理するもの にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。224 ごみ処理業 225 廃油処理業 226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 227 死亡獣畜取扱業 228 と畜場 229 中央卸売市場30 30 30 25 30 31 32 33 34 35 36 37 37 38 39 30 30 30 30 30 30 30 30 	223	尿浄化槽に係る		, 000立方メ	35	25	湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、
225 廃油処理業 10 10 226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 50 30 227 死亡獣畜取扱業 25 15 228 と畜場 25 15 229 中央卸売市場 20 15				, 000立方メ	30	20	湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度 にし尿を処理することができる 方法によりし尿を処理するもの にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、
226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 50 30 227 死亡獣畜取扱業 25 15 228 と畜場 25 15 229 中央卸売市場 20 15							
227 死亡獣畜取扱業 25 15 228 と畜場 25 15 229 中央卸売市場 20 15			* / 最低)ヶ相)ばりょ	のた┣ノ		-	
228 と畜場 25 15 229 中央卸売市場 20 15			ト (削埧に掲りるも)	ルど防へ。丿			
229 中央卸売市場 20 15							

整理番号	業	種その他の区分	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミリグラム) (1) (2)		備	考
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法	(1) 日平均排水量2,000立方メ ートル未満	35	25		
	施行規則第1条の 2各号に掲げるも のをいう。)	(2) 日平均排水量2,000立方メ ートル以上	25	15		
232	整理番号2の項 から前項までに 分類されないも の	(1) 指定地域内事業場のし尿又 は雑排水(整理番号221の項 及び同222の項に掲げるもの を除く。)	60	50		
		(2) 車両洗浄施設	25	15		
		(3) 上水道業又は工業用水道業 (自家用工業用水道業を含む。)	15	10		
		(4) 金属家具製造業	20	10		
		(5) 他に分類されないその他の 製造業 (日本標準産業分類32 99に定めるものをいう。)	15	10		
		(6) 金属鉱業	15	10		
		(7) (1)から(6)までに分類され ないもの	60	50		

りん含有量に係る総量規制基準

平成19年6月25日京都府告示第365号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定により、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

なお、りん含有量に係る総量規制基準(平成14年京都府告示第399号。以下「平成14年告示」という。)は、平成19年8月31日限り廃止する。

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号イに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場 防止法第4条の5第1項に規定する指定地域内事業場

3 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分に従 い、同表の算式の欄に掲げる算式により定めるものとする。

	指定地域内事業場の区分	算	式
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に申請又は届出(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。)第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出をいう。以下同じ。)がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	Lp=Cp·	Qp×10 ⁻³
2	平成14年10月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後に特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項及び4の項に掲げるものを除く。)	Lp= (Cp Cpo·Qpo	
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年政令」という。)の施行の際現に存する工場又は事業場で平成24年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの(以下「24年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	Lp=Cp·	Qp×10 ⁻³
4	24年既設事業場のうち平成24年5月25日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がさ	Lp= (Cp Cpo·Qpo)	

れたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は 事業場で新たに平成24年政令の施行により指定地域内事業場と なったもの

- 備考 この表の「算式」の欄に掲げるLp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ 次の値を表すものとする。
 - Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cp 別表第3欄(1)に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Cpi 別表第3欄(2)に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cpo Cpと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qpi 平成14年10月1日(4の項にあっては、平成24年5月25日)以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

改正文(平成24年告示第84号)抄

平成24年5月1日から施行する。

改正文(平成24年告示第526号)抄

平成24年9月14日から施行する。ただし、水質汚濁防止法第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が6月間猶予される工場又は事業場については、平成24年11月24日までの間は、この告示による改正後のりん含有量に係る総量規制基準の3の表の3の項及び4の項(平成24年5月25日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場を除く。)の規定は、適用しない。

別 表

整		りんき	含有量	
理	业任 习 の は の 巨 / \			/ -11: - 1 -/-
番	業種その他の区分	(につきミ	リットル)リグラム)	備考
号		(1)	(2)	
2	畜産農業	(1)	(2)	
	田庄成木			総面積が50㎡以上の豚房施設
		32.5	8	を有するものにあっては、第
		32. 3	0	3欄の値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、36、8とする。
	工体. 段 大學	1	4	
	天然ガス鉱業	1	1	
	非金属鉱業	1	1	
	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1	
6	乳製品製造業 (1) 日平均排水量1,000立方メ ートル未満	8.5	3. 5	
	(2) 日平均排水量1,000立方メ	8	3. 5	
	ートル以上		4	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除 く。)	5. 5	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1	
	寒天製造業	3	1.5	
	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	1.5	
	冷凍水産物製造業	3	1.5	
	冷凍水産食品製造業	4	1	
	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項まで	3	1.5	
14	に掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業	5	1.0	
	を含む。)			
1.5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7.5	3	
16	野米山的·木夫山的·辰连体仔良好的装担未 取艺法协制连要	3	1.5	
	野菜漬物製造業			
	味そ製造業	4	1. 5 1. 5	
	しょう油・食用アミノ酸製造業	4		
	うま味調味料製造業	1.5	1	
	ソース製造業	3	1	
21	食酢製造業	3	1.5	
	砂糖精製業	1.5	1	
	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
	小麦粉製造業	3	1.5	
	パン製造業	6	2.5	
_	生菓子製造業	6	1	
	ビスケット類・干菓子製造業	3	1	
	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項まで に掲げるものを除く。)	6	3	
30	植物油脂製造業	0.5	-1	小屋を屋が11~20日子22
		2.5	1	米糠を原料として使用するも
				のにあっては、第3欄(1)の値
				は、4とする。
	動物油脂製造業	2	1	
	食用油脂加工業	2.5	1	
	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1	
	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	4	2	
37	豆腐・油揚製造業	6	3	
38	あん類製造業	6	3	
	冷凍調理食品製造業	4	2.5	
	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	5. 5	2.5	

#4		20.2	A -1. II	
整			含有量	
理	業種その他の区分	(単位 1	リットル)	備考
番	未住しの心の四月			I)HII 77
号		(1)	(2)	
41	清涼飲料製造業 (1) 日平均排水量1,000立方メ	3.5	1.5	
	ートル未満			
	(2) 日平均排水量1,000立方メ	3	1.5	
	ートル以上			
42	果実酒製造業	1.5	1	
	ビール製造業	3	1.5	
	清酒製造業 (1) 日平均排水量2,000立方メ	4	1.5	
11	一トル未満	1	1.0	
	(2) 日平均排水量2,000立方メ	1.5	1	
	一下小以上	1.0	1	
4.5	蒸留酒・混成酒製造業	2	1	
	然毎個・低风個袋垣来 インスタントコーヒー製造業	2.5	1	
	配合飼料製造業	2	1	
	単体飼料製造業	2	1	
	有機質肥料製造業	1.5	1	
	たばこ製造業	2	1	
	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	6	4	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服	4.5	1.5	
	その他の繊維製品に係るものを除く。以下同			
	じ。)で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	4.5	4	
	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、	2	1.5	
00	精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程	2	1.0	
	に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整			
	理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)			
	生工程が帯加工処理工程」という。 / を占む。 / に係るもの			
			0	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程	5. 5	3	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に			
	掲げるものを除く。)			
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工	6	4	
	程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理	5	2	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整	4	2	
	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程	3.5	3	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1.5	
	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	
	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造	2	2	
00	工程に係るもの	2	2	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3. 5	3	
	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるもの	3.5	1.5	
80		ə. ə	1. 5	
- 00	を除く。)	0	1	
	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパー	1	1	
	ティクルボード製造業			
	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解	1	1	
	パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル	1	1	
	ファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ	1	1	
``	ンドパルプ製造工程、リファイナーグランドパル			
	プ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程			
	に係るもの			
<u> </u>	1001000	I		

整		りんき	含有量	
理	要紙スの他のロハ			进
番	業種その他の区分	(につきミ	リットル) リグラム)	備考
号		(1)	(2)	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ	1	1	
	らしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセ			
	ミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲			
	げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら	2	1	
	しケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さら			
	しケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさ			
	らしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さ			
	らしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係 るもの			
0.1		1	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ	1	1	
	らしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)			
00	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら	1	1	
82	ハルノ製垣来、仔紙製垣来又は牧紙製垣来できらしクしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしク	1	1	
	ラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙	1	1	
	を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に		1	
	掲げるものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙	1	1	
	を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工			
	程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材	1	1	
	又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程			
	に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ	1	1	
	ンドパルプ、リファイナーグランドパルプ又は			
	サーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造			
	工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグ			
	ランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工			
	程を有するものに限る。)に係るもの	-	-	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙	1	1	
	製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除			
00	く。) パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙	1	1	
00	バルノ表担果、住机表担果又は飲机表担果(飲机 製造工程に係るもの	1	1	
80	機械すき和紙製造業	1	1	
	手すき和紙製造業	1	1	
	<u> </u>	1	1	
	段ボール製造業	1	1	
	重包装紙袋製造業	1	1	
	セロファン製造業	1	1	
	乾式法による繊維板製造業	1	1	
	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整	1	1	
1	理番号76の項から前項までに掲げるものを除			
			0	
100	印刷業 (新聞そ (1) 日平均排水量2,000立方メ	4	3	
1	の他の出版物を トトル未満 ロ関するものを (2) ロア特性水量2 000立ちょ	2	1	
1	印刷するものを (2) 日平均排水量2,000立方メ 含む。) ートル以上		1	
	含む。) トル以上			

本体		1000	A - 1 - 12	1
整理	要様での研り区グ		含有量 リットル) リグラム)	进 土
理番品	業種その他の区分			備 考
号 101	##IIIに **** (1) 日平均排水量2,000立方メ	(1)	(2)	
101	製成業 ートル未満	_		
	(2) 日平均排水量2,000立方メ ートル以上	2	1	
	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
	複合肥料製造業	2	1	
	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1 T	1	
	ソーダ工業	1.5	1	
	電炉工業 無機顔料製造業	2	1 1	
	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前	2	1	りん及びりん化合物製造工程
	項までに掲げるものを除く。)		-	にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 2、1とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造 工程に係るもの	1.5	1	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1	1	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用す るものにあっては、第3欄(1) の値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工 程に係るもの	1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に 係るもの	1	1	
	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・ 合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造 工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	1	1	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用す るものにあっては、第3欄(1) の値は、2.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除く。)	1	1	
	脂肪族系中間物製造業	1.5		りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用す るものにあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、4、2.5とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
	発酵工業	1.5	1	
	コールタール製品製造業	2	1	
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1.5		りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用す るものにあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、6.5、4とする。
	プラスチック製造業	2	1	
	合成ゴム製造業	1.5	1	1.00
	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	有機りん系農薬原体製造工程 にあっては、第3欄(1)の値 は、2とする。
	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製 造に係るもの	2	1	
	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの 製造に係るもの	2	1	
	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	

-1.2				T
整			含有量	
理番	業種その他の区分	/ 単位 1	リットル)リグラム)	備考
番	************************************	(につきミ)HI 17
号		(1)	(2)	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
	塗料製造業	1.5	1	
		2	1	
	印刷インキ製造業		_	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程(りん又
				はその化合物を原料として使
				用するものに限る。)にあっ
				ては、第3欄の値は、それぞ
				れ同欄の順序に従い、2、1と
				する。
132	医薬品製剤製造業	1	1	
	生物学的製剤製造業	1	1	
100	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
	動物用医薬品製造業	2	1	
	火薬類製造業	1.5	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含	2	1	
142	む。)		1	
1.10		1 -	-1	
	写真感光材料製造業	1.5	1	
	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1	
	イオン交換樹脂製造業	1	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げる	1.5	1	
	ものを除く。)			
147	石油精製業	1	1	
	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
140	コークス製造業	1.0	1	
	コークへ表追案 石油コークス製造業	2	1	
			_	
	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係	1	1	
	るもの			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
	板ガラス製造業	1	1	
	板ガラス加工業 (1) 日平均排水量2,000立方メ	1.5	1.5	
197		1.0	1. 0	
	ートル未満	1	1	
	(2) 日平均排水量2,000立方メ	1	1	
	ートル以上			
	ガラス製加工素材製造業	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	1	1	
	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1	1	
	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	1.5	1	
	ガラス繊維(民機権に限る。)・同義而義旦業 ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを	1.5		
103		1.0	1	
	除く。)			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項	1	1	
	までに掲げるものを除く。)			
	生コンクリート製造業	1	1	
	コンクリート製品製造業	2	1	
	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除	1.5	1	
101	く。)	1.0	•	
160	黒鉛電極製造業	1	1	
100	杰如电極器坦素 砕石製造業	1.5		
		1.0	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	1	1	

##		1 20 2 4	^ _ _ =	
整			含有量	
理	業種その他の区分	(単位 1	リットル)リグラム)	備考
番	米性 (り) (り) (り)			I/HI 77
号		(1)	(2)	
172	うわ薬製造業	1	1	
	高炉による製鉄業	1	1	
	フェロアロイ製造業	1	1	
	フェロテロー袋坦来 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除	_	_	
176		1	1	
	<。)			
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は	1	1	
	電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限			
	る。)			
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲	1	1	
1.0	げるものを除く。)	1	_	
100	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲	1	1	
		1	1	
	げるものを除く。)			
	冷間ロール成型形鋼製造業	1	1	
182	鋼管製造業	1	1	
183	伸鉄業	1	1	
	磨棒鋼製造業	1	1	
	引拔鋼管製造業	1.5	1	
	伸線業	1	1	
	ブリキ製造業	2	1	
			-	
	亜鉛鉄板製造業	1	1	
	めっき鋼管製造業	1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	1	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項ま	1	1	
	でに掲げるものを除く。)			
192	鍛鋼製造業	1	1	
	毀工品製造業	2	1	
		_	1	
	铸鋼製造業	1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げ	1	1	
	るものを除く。)			
	鋳鉄管製造業	1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1	
	鉄粉製造業	1	1	
	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるも	1	1	
133	のを除く。)	1	1	
200		0	1	
	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表
				面処理施設を設置するものに
				あっては、第3欄の値は、そ
		1		れぞれ同欄の順序に従い、
				2.5、1とする。
000	A E Hall H Hall Ma MA (24 rd) = [H1 18 H 2 6 2 HA 2 1	-		(1) 溶融めっき工程 (りん又は
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
				その化合物による表面処理施
				設を設置するものに限る。)
		1		にあっては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に従い、
				2.5、1とする。
				(2) アルマイト加工工程(りん
				又はその化合物による表面処
				理施設を設置するものに限
				る。)にあっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順序に
				従い、8、1とする。
203	一般機械器具製造業	3	2	
	電子回路製造業	1	1	
404	电,四姆农尼木	1	1	

整理番号	業	種その他の区分	りん台 (単位 1 につきミ (1)	含有量 リットル リグラム) (2)	備 考
205	電子部品・デバイス・電子部間・デリス・電子の場合業(前項に掲げるものを除して、)、電気機械器具製造業又	(1) 日平均排水量2,000立方メ ートル未満	3	2	民生用電気機械器具製造工程 (りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するもの に限る。)にあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、4.5、2とする。
	は情報通信機械 器具製造業	(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	2	1	民生用電気機械器具製造工程 (りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するもの に限る。)にあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、3、2とする。
206	輸送用機械器具製造業	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	2.5	1.5	自動車・同付属品製造工程 (りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するもの に限る。)にあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、5、2とする。
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	1	1	自動車・同付属品製造工程 (りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するもの に限る。)にあっては、第3 欄(1)の値は、1.5とする。
	精密機械器具製造	業	1.5	1	
208	ガス製造工場		2	1	
209	下水道業		4	3	(1)標準活性汚泥法その他これ と大下水中のり度を を下水中のり度を を大下大はできるもの他のに方がである。 できるもるできるものでする。 できるものでする。 できるものでする。 できるものでする。 できるものでする。 できるものではでいる。 できるものではでいる。 は従いない。 のにででのり度量のでいる。 はでいる。 とでいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでい。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでい。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでい。 とでい。 とでいる。 とでい。 とでい。 とでい。 とでい。 とでい。 とでい。 とでい。 とでい
	空瓶卸売業		5	3. 5	
	0号)第6条に規	給食法(昭和29年法律第16 定する施設をいう。)	4	2	
	弁当仕出屋又は弁	当製造業	9	4	
	飲食店		5.5	4	
	宿泊業 リネンサプライ業	<u> </u>	5 8	<u>4</u> 5	
		<u>:</u> がるものを除く。)	7	3	
	写真業(写真現 像・焼付業を含	(1) 日平均排水量1,000立方メ ートル未満	5	3	
	む。)	(2) 日平均排水量1,000立方メ ートル以上	4	2	
	自動車整備業		2.5	2	

整理番号	業種その他の区分		(単位 1 につきミ (1)	含有量 ^{リットル} リグラム) (2)	備考
220	病院		5	3	
221	し尿浄化槽	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のものに限る。		3	建築基準法施行令第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にも方とができる方とはよりし尿を処理することがでるものによりし尿を処理する値は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、2とする。
		建築基準法施行令 第32条第1項の表 に規定する算定方 法により算定した 処理対象人員が 501人以上5,000人 以下のものに限 る。	7.5	3. 5	建築基準法施行令第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にも方によりし尿を処理することができるのによりし尿を処理するものによりては、第3欄の値は、2、2とする。
		(2) 単独式	8	4	
222	し尿浄化槽(建築 に規定する算定力 が201人以上500人	8	5	建築基準法施行令第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い2、2とする。	
223	し尿処理業(し 尿浄化槽に係る ものを除く。)	(1) 日平均排水量3,000立方メ ートル未満	5	3	嫌気性消化法、好気性消化 法、湿式酸化法又は活性汚泥 法に凝集処理法を加えた方法 より高度にし尿を処理するこ とができる方法によりし尿を 処理するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、2、1とする。
		(2) 日平均排水量3,000立方メ ートル以上	2.5	2	嫌気性消化法、好気性消化 法、湿式酸化法又は活性汚泥 法に凝集処理法を加えた方法 より高度にし尿を処理するこ とができる方法によりし尿を 処理するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、2、1とする。
	4 ごみ処理業			1.5	
	5 廃油処理業 6 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)			1 1	
				2	
	と畜場		2 4	2	
229	229 中央卸売市場			2	
230	230 地方卸売市場			4	

整理番号	業種その他の区分		りん含有量 (単位 1リットル (につきミリグラム) (1) (2)		備	考
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法 施行規則第1条の 2各号に掲げるも のをいう。)	(1) 日平均排水量2,000立方メ ートル未満	4.5	3		
		(2) 日平均排水量2,000立方メ ートル以上	4	2		
232	整理番号2の項から前項までに分 類されないもの	(1) 指定地域内事業場のし尿又 は雑排水(整理番号221の項 及び同222の項に掲げるもの を除く。)	8	6		
		(2) 車両洗浄施設	2	1		
		(3) 上水道業又は工業用水道業 (自家用工業用水道業を含む。)	2	1		
		(4) 金属家具製造業	2	1		
		(5) 他に分類されないその他の 製造業(日本標準産業分類32 99に定めるものをいう。)	2	1		
		(6) 金属鉱業	2	1		
		(7) (1)から(6)までに分類され ないもの	8	6		